ＳＣ業務日誌【記入上の留意点】

１回の相談者や相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目１つに記載してください。

※「性的な被害」とは、ＡＶ出演強要、いわゆるＪＫビジネスやストーカーの結果生じた性的な被害、性的虐待、児童ポルノ、その他性犯罪・性暴力などの形態は問わず児童生徒が性的な被害を受けたもの全てを含む。

※「うち、性的な被害」欄には、「合計」数のうち、主たる内容かどうかに関わらず少しでも性的な被害に関する相談があった場合にその数を記載してください。

（例）不登校のＡさんを支援していたところ、その支援の過程で性犯罪の被害を受けていたことが判明し、相談等を行った場合、「不登校」欄に「１人」と計上するとともに、「うち、性的な被害」欄に「１人」と計上する。"